公民館は……何をするところか

公民館の働きを「働きとしての公民館」と「設備としての公民館」の二つに別けて考えなければならない。

學校と云う設備があり職員の手が揃つて、始めて完全な學校教育が出來るように、建物としての公民館を考えると同時に其の働き、其の機能を知らなくてはならないのである。公民館には、其の働きの基礎となるものに「公民館條例」と云うものがあつて、公選による委員の手で運營される。

學校教育が、特定の年令層に對して、繼續的に一定の期間行はれるに對し、公民館の働きは一般大衆老幼男女を問はず、隨時隨所に政治、經濟、文化の各般に亘つて、教養の機會と研修の資料を提供して、國民文化の向上に努めるものである。この意味から、あえて一定の建物が無くては公民館運營は出來ないとは考えられないのであるが「設備としての公民館」即ち建物、器具、機械、図書等が備え付けられて、機能と設備が表裏一体となつて運營される時により一層の働きが出來るものであることは申し上げるまでもない。

冠婚葬祭の簡素化と云う題目を取り上げて、生活改善運動を行つたとした場合、如何程趣旨の宣傳に務め、[illegible]派な[illegible]をこしらつても不徹底に終始するのが常であるが若し、其申し合に基く簡素化の實際を、公民館に日本間を設け、結婚衣裳等を備付けて、これを利用することによつて、直ちに簡素化の實が擧ると云うように設備と働きの一体活動こそ、正に公民館のあり方である。

本町に於ては去る四月二十四日公民館條例及び公民館委員會條例が制定公布され、先づ「働きとしての公民館」が發足されたのであるが、この運營に當る公民館委員の選出勢揃いが出來次第、本格的な活動に移る譯である。又之れと平行して「設備としての公民館」即ち建物は本年と明年の二ヶ年繼續事業として飛鳥山公園に堂々たる二階建が建設されるわけで、こうなれば、町の社會教育の振興は期してまつべきものがあると思う。

江別町公民館條例

第一條　江別町は社會教育の振興及び地方文化の向上を図るため公民館を設ける

第二條　この公民館は江別町公民館と稱し本部を江別町緑町西二丁目飛鳥山公園内におく

但し必要な場所に分館を設けることができる

第三條　第一條の目的を達成するため左の部をおく

一、庶務部

庶務部は文書の處理豫算の經理金品の保管公民館委員に關する事務及び各種團體との連絡その他他部に屬しない事項の處理にあたる

二、文化部

文化部は視聽覺教育資料及各種の展示物等を整備活用して隨時隨所に各般の講座を開設し一般の教養を高めると共に社会人としての相互啓發のため研究會、討論會、懇談會等を開催する

三、図書部

図書部は図書の購入閲覧讀書相談竝びに讀書會を開催する

四、厚生部

厚生部は國民生活の向上に必要な講習講話展示會等の開設及び生活改善娯樂の健全化を図るため各種催物の開催指導に當る

五、婦人部

婦人部は前記二乃至四各部の事項につき特に婦人層を對象として指導又は推進すべき事項の處理に當る

六、青年部

青年部は前記二乃至四各部の事項につき特に青年層を對象として指導又は推進すべき事項の處理に當る

第四條　本館の運營は公民館委員會が之に當る

委員會の構成は別に定める

第五條　本館に左の職員をおく

館長　一名

主事　若干名

書記　若干名

第六條　館長は委員會の推薦により町長が之を任命する　館長の任期は二ヶ年とする　但し重任を妨げない

第七條　主事は館長が委員會の承認を經て推薦し町長がこれを任命する

書記は館長の推薦により町長がこれを任命する

第八條　この條例施行上必要な規定は委員會の議決を經て町長が之を定める

附　則

この條例は發布の日から施行する

参議院議員選擧

六月四日

自午前七時

至午後六時

町政だより の編集室を担當するにあたり

室長　後藤邦義

我國に於ける明治以前の政治は、主權者に依る專制政治で、此の時代には、主權者の意志丈けで政治が行はれ、一般人は政治に參與する權利は無かつた。明治維新後、國家統治の基本法である憲法が制定され、始めて一般人にも政治に干與する權利が認められ、國會の設立を見るに至つたものである。然し、此の樣な時代となつても、前時代からの惰性で、政治に參與する方法に就ても、色々な制限があり、又藩閥政治、官僚政治と云はれる樣な政治も行はれ、幾多の變遷を重ねたが、今次戰爭後は憲法上に一大改革があつて、主權者が人民となり、人民の手に依つて人民のためになる樣な民主政治が行はれることになり、地方政治にも一大變革を見たのである。而して專制政治は主權者に都合の良い樣な政治を行つたので、政治の方針は一般人に知らせることなしに、只其の政治にのみ從はせたから、所謂「知らしむべからず倚らしむべし」と云う政治であつたが、民主政治に於ては之れと反對に「知らしむべし倚らしむべし」の政治でなければならぬ、特に住民に利害の關係の深い、地方政治に於ては尚更のことである。

こゝで町政も、そうあらしむることに努めているが、町政の內容